

2015年1月30日

当社は、本日、原子力規制委員会から、浜岡原子力発電所の核物質防護規定<sup>※1</sup>の遵守に係る注意文書を受領しましたのでお知らせします。

当社は、今後、同様の事案を発生させることのないよう、再発防止に取り組んでいきます。

注意を受けることとなった事案の概要は以下のとおりです。

なお、核物質防護に関する情報は、施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがありますので、詳細についてはお知らせできません。

### 1. 事案の概要

当社は、浜岡原子力発電所核物質防護規定に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」(以下、「実用炉規則」という。)の改正(2012年3月施行)で追加設置することとなった核物質防護に係る設備<sup>※2</sup>についての設置を定め、かつ、同附則において「2014年3月29日から適用する」と規定していました。

今回の事案は、この設備が当該期日までに設置されていなかったことを2014年4月に実施された原子力規制庁による聞き取り調査で確認され、当該期日を超過しても、未設置の状態を継続させていたことが核物質防護規定の遵守義務違反に当たると判断されたものです。

なお、期日までに設置していなかった設備については、2014年12月に設置が完了し、2015年1月15日に原子力規制庁による現場調査において、適切に設置されていることを確認いただきました。

また、当該設備を設置するまでの期間については、代替措置を講じており、核物質防護上の異常はありませんでした。

### 2. 原因

本事案の調査をおこない、以下のとおり原因を抽出しました。

#### (1) 意識について

- ・ 工事担当部署は、当該設備の運用は原子炉の運転開始に合わせて始めればよいと解釈し、設備の設置時期も原子炉運転開始まで猶予があると誤認識していたため、工程管理の見直しをおこなわなかった。

#### (2) 組織について

- ・ 核物質防護管理者などの管理職は、工事工程の進捗状況について、定期的な確認をおこなっていませんでした。
- ・ 社内の核物質防護に係る委員会が有効に機能しておらず、核物質防護管理者をはじめ、本店および発電所の核物質防護業務に関わる管理職が、防護設備設置工事の進捗状況などの現状確認を定期的におこなっていないなど、関係者間でのコミュニケーションが不足していた。

### 3. 再発防止策

原因を踏まえ、同様の事案を発生させることのないよう、以下のとおり再発防止を図っております。

#### (1) 意識について

- ・ 本事案に至った経緯、実用炉規則や核物質防護規定の要求事項を理解するための教育を定期的におこなう。

#### (2) 組織について

- ・ 核物質防護管理者などの管理職は、工事工程の進捗状況を定期的に確認し、工事工程のマネジメントを確実にこなう。
- ・ 社内の核物質防護に係る委員会を定期的に開催し、防護設備設置工事の進捗状況を含めた現状確認をおこない情報共有することで、関係者間のコミュニケーションを図る。

※1 核物質防護規定とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき、事業者が発電所毎に定めているもので、核物質および原子力施設の防護に係る管理方法などを記載しており、本規定は、事業者が国に申請し認可を受けています。

※2 具体的には、実用炉規則において「原子炉施設を冷却する重要な設備等の周囲に対し、照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置する」ことが要求されている設備。

以上